

行政常任委員会

令和 5 年 6 月 1 5 日（木）

午前 1 0 時 2 8 分 開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託は 2 議案されております。議案第 3 4 号の尾鷲市一般会計の補正と 3 6 号尾鷲市市道路線の変更についての 2 件でございますので、よろしく願いいたします。

まず、初めに、市長から御挨拶をいただきたいと思えます。

○加藤市長　おはようございます。

委員の皆様には本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 3 4 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について、並びに、議案第 3 6 号、尾鷲市道路線の変更についての 2 議案でございます。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査賜り、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○南委員長　ありがとうございます。

それでは、早速ですが、財政課より付託議案の説明を求めたいと思えますけれども、できたら今日 1 日で委員会は気合を入れて終わりたいと思えますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、財政課長、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてをお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、議案第 3 4 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6, 5 0 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 3 億 9, 7 0 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,452万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

ここで委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金につきましては、1,452万円を取り崩すことにより、補正後の残高は17億5,197万6,000円。基金合計につきましては、26億2,311万8,000円となる見込みでございます。

予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

次に、21款市債、1項市債、4目土木債900万円の増額は、中村山公園トイレ整備工事に対する都市公園整備事業債の追加でございます。

続きまして、予算書の6ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。

変更1件につきましては、都市計画事業の起債限度額を4,130万円から900万円増の5,030万円に変更するものでございます。

財政課に係る予算の説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第34号の財政課所管の部分の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、財政課の審査を終わります。

報告が1件ありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、報告案件について御説明させていただきます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

これは賀田町付近の地図でございます。この中で、現在、三重県の事業として、位置図にあります国道311号に係る古川橋の耐震化を進めようとしておりますけれども、その中に一部用地買収の必要があるということで、県のほうでその該当箇所の公図の整理を行ってきた経緯がございます。

ただ、この該当箇所につきましては、一つの区画の中に複数の地番が振られているような、いわゆる筆界未定地が多数ありまして、県のほうではこれを整理するために法務局とも協議を行った中で、関係者全員で立会いを実施して、全員の同意を得るという集団和解方式によって公図の整理を行ってきたところでございます。

続けて、資料の 3 ページを御覧ください。

これが、整理後の用地測量図になります。この中で赤線で地番を囲んでいる部分があるんですけども、地番 8 4 0、8 4 0 - 1、8 4 1 - 1、8 4 1 - 3、この四つの地番があるんですけども、結果的にこれがこういった地図の形で割り振られてまして、この四つの地番については尾鷲市の所有地であると、結果的にこういう形で整理がなされました。

ただ、現況といたしましては、この四つの地番の中で赤く色塗りをしている部分につきましては、長年、賀田区さんが使用しておりまして、その中で個人への貸付けも行って実際に住宅等も建っているという状況で、こういう状況が約 5 0 年間にわたって続いております。こういった状況を踏まえまして、これをどう処理すべきかということで、県のほうの意見もお聞きしながら賀田区さんのほうと協議を行ってきたわけですが、その結果、これについては、民法 1 6 2 条に規定されております時効取得の要件を満たしているということで、賀田区さんのほうから尾鷲市に対して時効取得の申請をしていただいて、それに基づいて処理をするのが適切であろうという結論に至ったところでございます。

左下の表を御覧いただきますと、先ほどの四つの地番の合計が 3, 2 3 4. 7 2 平方メートルで、そのうち時効取得の対象面積が 1, 7 5 9. 2 5 平方メートルでございます。そういったことで、今後、賀田区さんのほうから時効取得の申請をしていただいて、それに基づいて手続を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただければと思っております。

報告については以上でございます。

○南委員長 以上でございます。

これについて、何か御意見なり御質疑のある方。

○小川委員 これまで賀田区さんが自分の土地やと思っておったような感じで今お聞きしたんですけども、固定資産税の場合はどうなっていたんですか、これまで。

○岩本財政課長 固定資産税については、賀田区さんがもともと 8 4 0 - 1 7 という土地があるんですけども、これが恐らくですけども、今、使用している土地がその地番であろうというふうに認識をされていたのではないかと思います。その中で、固定資産税についても 8 4 0 - 1 7 の部分については納付をいただいていたということでございます。

○小川委員 ちゃんとされましたけれども、今後は賀田区さんからまたこの部分

について固定資産税が入ってくると理解すればよろしいんですか。

○岩本財政課長 面積が時効取得をされた分だけ増加するということになりますので、固定資産税もそれに応じて納付をいただくということになります。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 これって、私が何回も言っている地籍調査の問題やと思うんですけども、尾鷲市が地籍調査をちゃんとしてけえへんかった結果、こういうことが起こるので、今後、地籍調査を本当にちゃんとやっていっていただきたいなと思います。

以上です。

○南委員長 これは財政課も関係あるので、もし答えられる範囲でお願いをいたします。

○岩本財政課長 今回のようなケースというのはほかにもあるというふうには認識しておりますので、地籍調査を担当する建設課なり、普通財産の中でもしそういったことがあれば財政課ということになりますので、その辺は計画的にやっていけるように今後やっていきたいと思います。

○南委員長 今の、市長、中村委員さんから地籍調査のお話が出ましたけど、尾鷲市もここ最近もう力を入れて、やっと地籍調査へ予算をつけていただいているという感じですけども、まだまだ他市と比較しても低いと思うんですね、地籍調査の率が。ぜひともこれから大きな災害等も考えられる中で、やはり地籍調査というのは重要性というのはこれからもまだまだ大事にしていかないかんと思うもので、ぜひともその辺についても予算配分を強く入れていただきますよう、よろしく願いいたしたいと思います。

特に意見があれば。

○加藤市長 これについては県ともいろいろとお願いしながら、こちらもいろいろと要請しながらやっておりますので、きちんと今までずっとこれからの先のことについても、今現在、計画を進めているところは順調に進んでおりますので、その辺のところは十分県といろいろと相談しながら、おっしゃるような形では持っていきたいと思うんですが、何分にもやっぱり今のこれだけのあれでございまして、取りあえず今のところ計画どおり進めていきたいと考えております。

○南委員長 ぜひともよろしく申し上げます。

それでは、財政課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

次に、政策調整課ですね。

早速ですが、政策調整課の議案第34号の所管の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）について、政策調整課分を説明いたします。

予算説明書10ページ、11ページを御覧ください。通知いたします。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち54万1,000円は、地方創生推進交付金の増額でございます。

ここで、資料1を用いまして説明をいたします。通知いたします。

今回の地方創生推進交付金54万1,000円の増額は、当初予算にて計上しております、商工観光課の観光DXでかがやく、観光地域づくり事業（東紀州5市町連携事業）と政策調整課の持続可能な地域を育む人材育成事業、同じく、東紀州5市町連携事業でございますが、そのうち、都市部への移住促進PR事業が国の令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の採択を受けたことによる増額でございます。

予算説明書にお戻りいただいて、12ページ、13ページを御覧ください。通知いたします。

変わりました、歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の財源内訳を御覧ください。

そこに、先ほど御説明いたしました、政策調整課分のデジタル田園都市国家構想交付金の採択額4万1,000円を歳入として計上いたしましたので、財源更正が生じたので、これの歳出の報告でございます。

政策調整課の説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

特に御質疑のある方、ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、政策調整課の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

次に防災危機管理課、お願いいたします。

それでは、早速ですが、防災危機管理課、議案第34号の付託案件の防災課の説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。よろしくお願いいたします。

ます。

議案34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、防災危機管理課に関する事項につきまして、補正予算書及び予算説明書で御説明いたします。

このたびの補正は、宝くじの社会貢献広報事業に採択されたことによるものでございます。

それでは、通知いたします。

説明書、10、11ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

○南委員長　　お願いします。

○大和防災危機管理課長　　まず、歳入の補正でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、地域防災組織育成助成事業助成金150万円につきましては、認可地縁団体賀田区に係る令和5年度コミュニティ助成事業が採択されたことによるものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

説明書を1枚おめくりいただきまして、12、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費、18節負担金、補助及び交付金のうち、自主防災組織整備事業150万円につきましては、先ほどの歳入でも御説明いたしました、認可地縁団体賀田区に係る令和5年度コミュニティ助成事業でございます。

資料を用いまして御説明させていただきますので、委員会資料の1ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

助成事業の内容といたしましては、まかないくん85型を炊き出し用の資機材として配備いたしまして、一度に最大120リットルの湯を沸かすことができる釜の基本セット本体と、燃焼方法が灯油用とガス用のキットを各2セット購入し、配備するものでございます。

以上で、防災危機管理課の説明を終わります。

○南委員長　　説明は以上です。

御意見のある方、ございませんか。

1点だけよろしいですか、僕のほうから。

今回、宝くじの助成ということで、地縁団体の賀田区が採択されたんですけれども、市内として今回のこの賀田区の採択に当たって、何か所ぐらいからこういった応募があったんですか。なかったか、それだけ。

○大和防災危機管理課長　　この大型の釜を各地区孤立地域に配備したいというふうに考えておりました、地域の方からも要望がありまして、これまで配備してきました。今回の賀田区に配備するもので、配備のほうが全体的に完了する見込みでございます。

各地区に一つずつ配備できるような形が整いますので、また、今後、別の地域の方からの御意見をお伺いしながら宝くじ助成のほうの活用を図っていきたい、このように考えております。

○南委員長　　ありがとうございます。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ありがとうございます。

終了いたします。

それでは、市民サービス課、議案第34号の所管の説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長　　おはようございます。

市民サービス課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和5年度尾鷲市一般会計補正予算書(第3号)及び予算説明書の10ページ、11ページを御覧ください。

○南委員長　　お願いします。

○湯浅市民サービス課長　　歳入でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額1,630万円を追加し、2億3,562万3,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入の一般コミュニティ助成事業助成金460万円の追加でございます。

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す目的で、一般財団法人、自治総合センターからコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業に対し助成されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費は、補正額460

万円を追加し、3,293万7,000円とするものでございます。

全額、一般コミュニティ助成事業に対する補助金460万円の追加であり、特定財源のその他460万円は、先ほど歳入で申し上げました一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、一般財団法人、自治総合センターの助成事業として採択されました九鬼町内会、三木里地区会のコミュニティ活動の備品の整備で、ごみ集積箱の設置のほか、地区内の行事やイベント等の充実を図るために必要となる備品の整備が主なものとなっております。

各事業の内容につきましては委員会資料に記載しておりますので、後ほど御覧ください。よろしく申し上げます。

続きまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額27万5,000円を追加し、6,675万3,000円とするものでございます。

戸籍情報連携システム構築に係る戸籍附票アプリケーション導入準備に必要な住基ネットCSサーバーメモリの増設費用でございます。

議案第34号についての説明は、以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

できたら、資料のほうの説明もお願いいたします。

入ってきました。

○湯浅市民サービス課長 一般コミュニティ助成事業について、それでは、説明させていただきます。

まず、目的といたしましては、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品などの整備をしていくことと、地域コミュニティの充実強化を図ることにより地域社会の健全な発展と、住民の福祉に向上することを寄与することを目的としております。

令和5年度分においては、先ほど説明させていただいた、九鬼町内会と三木里地区会の2地区が事業として採択され、それぞれ地区における行事及びイベントの充実を図るため、活動備品を整備するものでございます。

事業の概要としましては、助成申請事業の対象地区は九鬼・三木里地区会の2地区でございます。

実施内容といたしましては、九鬼については、ごみ集積ボックスの整備10か所、それから大型テレビ、これは災害用の大型テレビということで、それを1台設置さ

せていただきます。

三木里地区会につきましては、会議のテーブルとか椅子、それから、集会所の備品の整備をするということで申請をいただいて、採択されております。

事業費のほうですけれども、九鬼の町内会が集積ボックスとテレビで210万円、三木里地区につきましては、会議テーブル、椅子等、それぞれの備品で合計250万円となっております。

財源といたしましては、一般コミュニティ助成の事業助成金で合計460万円で、これは100%、自治総合センターが支援するものでございます。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、市民サービス課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、福祉保健課の議案34号の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の10、11ページを御覧ください。通知いたします。

○南委員長 お願いします。

○山口福祉保健課長 14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億2,451万9,000円の増額は、1節総務費補助金1億2,451万9,000円の増額で、そのうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,397万8,000円の増額は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい住民税非課税世帯に対して支給する給付金事業に係る国庫補助金になります。

2目民生費国庫補助金149万6,000円の増額は、3節生活保護費補助金149万6,000円の増額で、生活保護業務効率化事業補助金149万6,000円の増額は、生活保護制度改正に伴う生活保護システム改修に係る国庫補助金でございます。

次に、歳出でございます。

次ページの12、13ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目生活困窮者自立支援事業費1億2,549万9,000円の増額は、細目物価高騰対策生活支援給付金給付事業1億2,549万9,000円の増額で、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい住民税非課税世帯に対して支給する給付金事業に係る事業費でございます。

詳細につきましては、資料に基づき担当係長から御説明させていただきます。通知いたします。

○林福祉保健課係長 それでは、資料、物価高騰対策生活支援給付金について御説明いたします。

(1)、事業目的につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源として、価格高騰による負担増の影響が特に大きい住民税非課税世帯などに給付金を支給するものでございます。

(2)、対象者の方につきましては、次の二つの基準の方が対象となります。

まず、①の方、令和5年6月1日現在において尾鷲市に住民登録がある、令和5年度分の住民税非課税世帯の方が対象でございます。こちらは原則申請は必要なく、給付金を支給いたします。しかしながら、口座情報が不明な方などについては御申請いただく場合がございます。

次に、②の方、物価高騰などの影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯の方が対象となります。こちらは申請が必要となります。

(3)、給付額につきましては、1世帯につき一律3万円でございます。

(4)、支給日につきましては、申請が必要ない①の非課税世帯の方につきましては、7月下旬を目途に支給いたします。非課税世帯であるが口座情報が不明などの理由で申請が必要な方と②の家計急変世帯の方につきましては、申請を受理し、審査後に順次支給してまいります。

(5)、対象見込み世帯につきましては、4,000世帯を想定しています。

(6)、事業費につきましては、1億2,549万9,000円で、内訳は給付金支給に伴うシステム改修費など御覧のとおりでございます。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,397万8,000円と、一般財源が152万1,000円となります。

説明は以上となります。

○山口福祉保健課長　それでは、予算書の14、15ページを御覧ください。通知いたします。

○南委員長　お願いします。

○山口福祉保健課長　次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費322万1,000円の増額は、細目生活保護一般事務費322万1,000円の増額で、8節旅費9万円の増額は、人事異動により生活保護業務における任用資格である社会福祉主事の資格を取得する必要が生じたため、資格取得に必須の研修参加旅費9万円を増額するものでございます。

次に、11節役務費6万9,000円の増額のうち通信運搬費は、医療扶助に係るオンライン資格確認システムの利用に伴う通信運搬費4万8,000円、同じく、システム利用に伴う通信回線敷設手数料2万1,000円でございます。

12節委託料299万2,000円の増額は、生活保護制度改正に伴う生活保護システム改修委託料299万2,000円で、18節負担金、補助及び交付金7万円の増額は、先ほど旅費の説明と同様、社会福祉主事の資格取得のための研修に参加するための社会福祉主事資格認定受講負担金7万円でございます。

以上が、福祉保健課の令和5年度尾鷲市一般会計補正予算の説明でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　説明は以上です。

○濱中委員　資料のほうの家計急変世帯についてお尋ねします。

申請の要る部分なんですけれども、自分自身がこの対象であるということを、どういうふうに知っていただくのかなということを御説明ください。

○山口福祉保健課長　家計急変につきましては、周知が必要だということで、7月号のまず広報おわせのほうに載せさせていただくことと、あと、ホームページ等で周知を図っていきたいと考えております。

○濱中委員　例えば、社協さんなんかで生活困窮の相談に乗っていただいておりますとか、そういった別の組織でやってくれておるところありますよね。そういうところとの連携はどういった形になりますか。

○山口福祉保健課長　当然、社協さんにはそういった方の御相談というのはかなり多いので、社協さんのほうにもこの旨の周知していただくようにお話をしていきたいと思っております。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

ないようですので……。副委員長、ごめんなさい。

○中里副委員長 すみません、今、濱中委員のちょっとお話についてなんですけれども、7月の広報のみに載せられるということなんですか、広報だったら。

○山口福祉保健課長 今のところ7月号の広報で周知を図るというふうに考えておりますけれども、それ以降、お知らせ欄であったりいろんな掲載部分がありますので、そういったところでも周知を図っていきたいと思っております。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 先ほどの濱中委員さんのにちょっと関連するんですけど、これ、生活困窮じゃなしに、急変のところ、これ、対象となる月は一月でもいいんですか、それ、ずーっととかそんなあるんですか。

○山口福祉保健課長 こちら資料に書かせていただいているように、令和5年の1月から令和5年の10月までの間で任意の一月が抜いていただいて、それが掛ける12か月を掛けていただいた方で、それが住民税非課税相当の収入と同等となるような方は対象となります。

○小川委員 1か月ぐらいでも、それで12掛けて判断するということでよろしいんですか。

○山口福祉保健課長 これまでの同じような給付金もそのような取扱いになっておりまして、今回も任意の一月を抜いてということになっております。

○西川委員 さっきから中里さんの広報って言うておったんですけど、それ、受給される方はもう市役所では把握しておるわけですよ。その一つに、例えばホームページであってもパソコンがない人もおったりしますよね。広報も見逃したら、適合者でもその給付金が頂けないというのがありますよね。だったらそこだけはがきか何かでお知らせみたいな、もしそういう該当者が分かっておるんだったら、そのほうがもっと市民に優しいんじゃないかなと思うんですけど。

○山口福祉保健課長 委員言われるように、1番の対象者の方については、税の情報として令和5年度分の非課税の方にはもう通知をこちらから送らせていただきます。ただし、2番の方、令和5年1月から10月までの間の収入というのは、こちらでちょっと把握できていない状態なので、申請が必要ということですので、広報を徹底してやっていきたいと思っております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、福祉課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続き、環境課、お願いします。

すみません、ここで10分間休憩します。ごめんなさい。

(休憩　午前11時04分)

(再開　午前11時13分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

環境課付託議案の説明をお願いいたします。

○民部環境課長　　環境課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決についてのうち、環境課に関する予算内容について御説明いたします。

○南委員長　　お願いします。

○民部環境課長　　補正予算書の10、11ページを御覧ください。

まず、歳入について説明させていただきます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目衛生費国庫補助金、補正前の額1,876万2,000円、補正額150万円の減額、補正後の金額1,726万2,000円であります。これは、第2節清掃費補助金、循環型社会形成推進交付金を減額補正するものでございます。

これにつきまして、資料に沿って説明させていただきます。

行政常任委員会資料の資料1を御覧ください。

尾鷲市ストックヤード整備計画策定業務委託につきましては、令和4年12月定例会においてストックヤードの必要性等を説明させていただき、債務負担行為の限度額を補正計上させていただきました。予定していました循環型社会形成推進交付金を受けることができなくなったことを踏まえ、経緯を説明させていただきます。

上の表であります、尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託に係る循環型社会形成推進交付金についての時系列であります。

最上段ですが、令和3年度から令和7年度までの5年間で、広域ごみ処理施設整備等に係る循環型社会形成推進交付金を活用するために策定しました、東紀州地域循環型社会形成推進地域計画の期間であります。

2段目であります、令和4年4月にプラスチックの分別化と再商品化をうたっ

たプラスチック新法、正式名がプラスチック資源循環促進法が施行されました。これはプラスチックの分別化、分別したものの再商品化を規定したものであります。

これと同時に、循環型社会形成推進交付金の要綱にプラスチック新法への対応が追加され、このプラスチック新法施行後に行う事業につきましては、プラスチック新法の取組を記した地域計画の変更が必要となりました。

3段目ではありますが、先ほど説明させていただいたとおり、令和4年12月定例会におきまして、尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託に係る債務負担行為の限度額を計上させていただいたところであります。

その下の令和5年1月に、交付金活用に向けて三重県さんに指導いただき、東紀州環境施設組合と構成5市町の連名におきまして、地域計画の変更申請を行いました。

その下段ではありますが、地域計画の変更申請についての国のヒアリングを県が受けた際、当該交付金につきましては、プラスチック新法の施行に伴い、対象区域外である過疎地域の指定を受けていない御浜町さん、紀宝町さんの2町において、プラスチック新法に対応した変更計画書の提出が必要との指摘を受けました。このことにより、県と御浜町さん、紀北町さん、紀宝町さんが、プラスチック新法への対応について協議を行いました。

その協議内容ですが、回収したプラスチックの再商品化に向けた計画を策定し、国の認定を受けること、また、これは一例なんですけど、回収したプラスチックを効率よく運搬するための圧縮機の整備、加えまして、圧縮したプラスチックを一定程度ためる一時保管庫の確保や再利用実施事業者の決定、その事業者との契約等があることから、表の最下段の令和5年3月の国への地域計画変更申請の期日までに、このプラスチック新法への対応が可能か否かの判断は困難との結果となり、地域計画変更申請を取り下げ、交付金を受けることができなくなりました。

下の表ではありますが、東紀州環境施設組合とその構成5市町で策定しました東紀州地域循環型社会形成推進地域計画と、令和4年4月に施行されたプラスチック新法との時間軸での関わりであります。

1段目ではありますが、令和3年度から令和7年度までの現在の地域計画であります。2段目ではありますが、現在の地域計画の最終年度の令和7年度に次期地域計画、令和8年度から12年度の5年間あります、の分の申請を行います。右端の令和13年度に記載しました1年間の猶予期間ではありますが、これは、令和8年度から令和12年度の次期計画へプラスチック新法への対応を入れ込んだ場合、当該計画

年度の最終年度の翌年度となる令和13年度までにプラスチック新法へ対応したらよいことになっております。

3段目ですが、説明が重複しますが、令和4年4月にプラスチック新法が施行されました。1段目の東紀州地域循環型社会形成推進の地域計画での広域ごみ処理施設整備事業については、プラスチック新法施行前の策定なので対応は不要であります。尾鷲市が行うストックヤード整備やプラスチック新法施行後ですので、プラスチック新法への対応が必要となったわけであります。

このプラスチック新法は、今のところは対応する廃止時期の定めはなく、努力義務とされていますが、自治体におきましては準備でき次第、実施してほしい旨、国の考え方が示されていることから、過疎地域云々にこだわらず、組合構成市町5市町での次期地域計画策定に向けどのように取り組んでいくか、協議を継続してまいります。

歳入の循環型社会形成推進交付金の減額補正に係る説明は以上であります。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

補正予算書の14ページ、15ページを御覧ください。

第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費、補正前の額3億1,492万4,000円、補正額236万6,000円の減額、補正後の額3億1,255万8,000円であります。これは、第12節委託料、尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託料の入札差金であります。

以上が、環境課に関する第3号補正予算の説明でございました。

御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 南委員長 環境課説明、以上でございます。
- 濱中委員 繰り返しの説明を求めることになるかもしれないんですけども、ストックヤードは尾鷲市単独の事業というふうに説明を受けているんですけども、それに関してもこの東紀州の計画と関連するというところで、駄目ということなんですか。
- 民部環境課長 そうです。尾鷲市ストックヤードは市単独の事業なんですけど、5市町の地域計画の中に入れてありますので、その変更手続が必要でありました。
- 濱中委員 そうすると、これ、このお金を使うつもりで進めていた分は、財源を変えるということによろしいですか。
- 民部環境課長 委員おっしゃるとおりで、3分の1は交付金を予定しておったんですけど、今説明させてもらった理由で市単独になってしまいます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、付託議案の審査は終了いたしまして、1件報告事項がございますので、よろしくお願いをいたします。

○民部環境課長 それでは、環境課から報告をさせていただきます。

6月2日金曜日なのですが、環境課職員が自損事故を起こしました。環境課におきましては、本年3月に人身事故を起こし、本市の安全管理者から交通事故防止と安全運転の徹底についての通知を受けたばかりでありました。その上で度重なる交通事故で、弁解のしようがありません。

今回の経緯について、行政常任委員会資料に基づき説明させていただきます。

○南委員長 お願いします。

○民部環境課長 行政常任委員会資料の資料2を御覧ください。

事故の発生状況であります。

1、事故発生日時が、令和5年6月2日金曜日、昼の12時25分頃であります。

当日は、三重県尾鷲建設事務所から、大雨のため通行止めになるとの一報を受けました。その際、尾鷲三木里間の熊野尾鷲道路及び生活道路であるし尿くみ取りを行う区間は通行可能との確認が取れたことから、業務を遂行いたしました。午前中の収集分をクリーンセンターへ排出し、三木里へ戻る途中で事故を起こしました。

2番、事故発生場所は熊野尾鷲道路新八鬼山トンネル内、尾鷲側から1.5キロの付近であります。

3番、事故車両であります。公用車のし尿収集車両のバキュームカーであります。

4番、けがの有無であります。けがはしておりません。

5番、事故の程度であります。自損事故であります。車両は右側ヘッドライトが損傷しました。加えまして、中央分離帯ポール2本を破損しました。

事故の概要であります。環境課職員が運転しますし尿収集バキュームカーが、熊野尾鷲道路新八鬼山トンネル内尾鷲方面から熊野方面へ走行中に事故を起こしたものであります。

7番、事故の原因であります。当日の大雨の中での運転に注意、配慮が足りなかったことでもあります。

資料3を御覧ください。

事故現場の地図であります。

トンネル内のバツ印の箇所で事故を起こしてしまいました。

資料4を御覧ください。

事故車両のバキュームカーであります。右側のヘッドライトを破損しております。

今回の事故は、雨天での運転に対して、安全確認、安全運転を十分に行えば未然に防げたものであります。近年、あまりにも多い環境課の交通事故を踏まえまして、これまでの出発前の車両安全点検、業務終了後の業務報告書等に加えまして、環境課クリンクルセンター内の各所に貼ってある、運転する上での心得15項目を各人が声を出して熟読し、安全運転に対して再確認を行い、安全運転への意識を強く持つようにしてまいります。

また、安全運転に関わる以外におきましても、大雨による雨量規制や災害時の通行止めにより、ごみ収集やし尿収集等に影響が出る非常時等の連絡体制、行動方法について、課内、係内で協議し、マニュアル強化を図って、安全を第一に業務を遂行するよう努めてまいります。

なお、車両の修理費、中央分離帯部分のポール破損による損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会災害共済金により全額補償されます。今後、損害賠償金が確定した後、直ちに専決報告をさせていただきたいと考えております。

課の職員を総括する立場としまして、私の指導が行き届かず、このような度重なる交通事故を起こしてしまったことにつきまして、議会並びに市民の皆様に対して心からおわびするものでございます。本当に大変申し訳ございませんでした。

事故報告については以上であります。

○南委員長 事故の報告は以上でございます。

これについて、特に。

○西川委員 これ、普通、作業に当たっては1人だったんですか、2人だったんですか。

○民部環境課長 1人です。1人で運転しておりました。

○西川委員 事故の防止を防ぐんだったら、単独作業はなるべく避けたほうがいいですよ。僕もクリーンセンターの中の処理方法は一度見学に行っていて知っていますので、やはり1人より2人、もしこれスピード出し過ぎの、幾ら雨天といってもトンネルから1.5入っておるから、そこでスリップするという事は考えられないので、雨で。もし助手席にもう一人作業員がおったら、おまえちょっとスピード出し過ぎやぞとかいう言葉もできるし、いつも思うのが、事故やった当人が何で謝罪に来んのですか。そやから、いつまでたってもこういう事故が減らんのかな。

多分、あんたらが頭下げるだけで。そういうところもちよっとあれして。

これ、対向車がおらんかったからこれで済んだんでしょ。右車線に入って、これ、もっと嚴重にあれしてなんたら、もしこれ、積んでおるものが積んでおるものだけに、横転事故とかになったら大変な惨事になると思いますので、そこのところをもっと注意したってください。

○下村副市長　　これまでもそうなんです、事故の当事者につきましては、総務課長もしくは私等で、事故の内容等にもよるんですが、嚴重注意というようなことをさせていただいております。

また、度重なる1人の人間が車をぶつけるというようなことがあった場合、過去には津のほうの交通安全センターのほうへ研修に行かせたというような事実もございますので、事故当事者については総務課を中心に厳しく注意させていただいております。

また、現在のところ、その当事者については車の運転はさせておりせん。

○北村環境課長補佐兼係長　　すみません、今西川委員さんの、なぜ1人だったかという点について回答させていただきます。

旧町内ですと基本的には1車ごと2人ずつ別々で動きますので、クリーンセンターに捨てに行くときも2人で行くことになるんですけども、輪内地区につきましてはホースをつないでくみ取りをするところが多く、作業中に満杯になればホースを次の車につないで作業を行っている間に捨てに行くということになりますので、効率的に作業を進めるために1人で捨てに行く状況となっています。ホースをつなぐところでは基本的には4人で、長いところでは6人で作業をしております。

以上です。

○民部環境課長　　西川委員さんの御提案いただいた、1人じゃなくて2人以上というのも、今、補佐から説明ありましたように、人間的なこともあるんですけど、人数的なこともあるんですけど、確かに1人で乗っておるよりお互い気をつけて安全につながると思いますので、検討してまいります。ありがとうございます。

○西川委員　　市の作業はどんなんかわらんけど、僕ら高速とかそういう現場へ入ると、単独作業は絶対に避けよという、事故防止のために、そういうKYKをやっぱり行うので、その点ちょっと続いて心配なかったもんで言いました。

○南委員長　　いずれにしましても、この6月2日というのは、台風2号で大雨警報で道路が寸断される状況の中でくみ取り作業を指示すること自体、僕は責任があると思います。これまでもそんなのでも作業をやるんですか、大雨警報が出て。僕、

それがもう一番の問題やと思うんやけどね。

- 民部環境課長　　これまでも台風につきまして、大雨警報出まして311号とか425号が通行止めになったときは、うちもし尿もごみ収集も控えております。
- 南委員長　　いやいや、なぜこの作業を指示したのか、普通ではこれ、理解できんどな。事故、それがもう大きな原因やんか、これ、はっきり言うたら、こんな大雨警報で全てが寸断されるような状況で、古江地区なんか崖崩れも誰か起きておるって言うたで、判断下す環境のほうが僕は責任だと思いますわ、これは。どうですか、副市長、これは本当に大変なことですよ、こんな指示を出すということ自体が。
- 下村副市長　　ちょっと警報の発令については、発令基準が変わったということで、当日、雨の影響で大雨が降っておりましたが警報が出ていないということで、市のほうも災害対策本部を設置していないような状況でありましたので、環境のほうは周辺部のくみ取りは日程等も厳しい状況ですので、当日、雨が降った中でも業務を続けたというふうに聞いております。
- 南委員長　　副市長はそういう話なんですけれども、台風2号が近づいている段階の中で、それはもう当然僕は考慮して、大雨の日にくみ取りに来られるほうも迷惑だと思いますよ、本当の話。それは十分もう検討する余地はないんですけれども、大雨警報が出るような感じではもう作業したらあきませんわ、特に。

そういった意味で、本当に度々の事故が多いということで、環境課長を責めるわけじゃないんですけれども、十分これからも交通安全につけてはもう周知徹底を図っていただければ、西川委員じゃないんですけれども、一步間違うたらトンネル内の事故って大惨事になっておったおそれがあるということでございますので、本当に十分十分周知徹底をお願いいたしたいと、委員会としても強く要望をしておきたいと思います。

環境のほうはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 南委員長　　これで環境課の審査を終わります。

それでは、水産農林の議案の所管の説明をお願いいたします。

- 芝山水産農林課長　　水産農林課です。よろしくをお願いいたします。

議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決につきまして、補正予算書及び予算説明書に基づきまして、水産農林課に係る予算について説明をいたします。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

10ページ、11ページを御覧ください。通知をいたします。

○南委員長　　お願いします。

○芝山水産農林課長　　14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金は17万8,000円を増額し、209万4,000円とするものです。

内容は、1節水産業費補助金17万8,000円で、これは昨年度から養殖魚の健康診断事業として取り組んでおります、国の水産動物防疫体制整備モデル事業補助金の割当内示額の確定に伴う補助率10分の10の増額でございます。詳細は歳出にて御説明をさせていただきます。

続いて、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金30万円の増額は、三重県海岸漂着物等対策事業補助金で補助率80%。こちらも詳細は歳出にて説明をさせていただきます。

では、歳出について説明いたします。

予算書は14ページ、15ページでございます。通知をいたします。

5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費、補正額17万8,000円で、財源内訳は国県支出金17万8,000円、補助率10分の10でございます。

内訳は、10節需用費17万8,000円で、これは、令和4年度から農林水産省ほかの支援、協力を受けて取り組んでおります養殖魚健康増進支援事業の補助金で、養殖業者が飼育をしておりますマハタ及びシマアジの飼育方法や管理の仕方の調査と、その魚体の血液検査などの健康診断を実施いたしまして、よりよい飼育方法、飼育環境をモデル化しようとしております事業でございます。

今回、追加補助決定をいただいた分は、近畿大学にてマハタの飼育研究を幾つかのパターンで行っていただくことになり、そのための餌代などを追加補助認定いただいたものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、4項水産業費、3目漁港管理費、補正額37万5,000円で、財源内訳は国県支出金30万円、一般財源は7万5,000円で、補助率80%でございます。

内容は委託料37万5,000円で、これは漁港漂着物処理業務委託料で、台風や大雨などで市管理の漁港にごみなどの漂着物が生じた際の、環境省から三重県を通じて支払われる補助金でございます。

以上で、令和5年度第3号補正に係る水産農林課の説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　　説明は以上です。

御質疑のある方。

- 小川委員 予算書の15ページの先ほどのところですけど、養殖魚の17万8,000円ですね。これ、餌代ということなんですけど、これは薬剤の検査してもらうためなのか、その病気に対する、それ、餌の添加物の関係なのか、どちらなんですしょうか。
- 芝山水産農林課長 近畿大学のほうで今回していただくのはマハタになるんですが、餌のやり方の幾つかのパターン、低魚粉の飼料などをたくさん与えるパターンとか、それを少なく抑えるパターン、そういったことによって、どれだけ健康状態が変わってくるかというようなパターンを調査していただくものになります。
- 小川委員 ちょっと分かりにくかったんですけど、そのたんぱくを何%にするかってそういう問題ですか。
- 芝山水産農林課長 そうです、すみません、たんぱくを例えば50%で与える場合と、それを40%、30%で与えてみる場合、そういった変化を調べるということになっております。
- 小川委員 そのたんぱくが普通48とか50とかになっていますけど、それが分かったときには、餌を作っている元ありますよね、そういうところに協力は取れるんですか。
- 芝山水産農林課長 まず、これはもうほかの餌の与え方とか、あと、光の遮断の仕方とか、幾つかの飼育方法を総合的に判断することになるんですけれども、このチームの中にはいろんな関係機関も入っておりますので、一旦まずそのモデルをつくった後、それがよりよい方法であるというふうになれば、国も含めた機関でそういう働きかけはしていくことになると思います。今まだ、確かに餌が業者と一緒にになってそこを変えるというところまでは至っておりません。
- 小川委員 この実験ではマハタの病気のことだと思うんですけど、ハダムシのことなのか、転覆病とかそういうことなの。どちらを対象にしておられるんでしょうか。
- 芝山水産農林課長 マハタの病死は、ハダムシという寄生虫の一種ですけども、それが魚体につくことによって、マハタがそれを取るためにこすりつけたりとか、そこで魚体に傷がついて、そこからウイルスが入るというようなところが主な原因というふうに言われておりますが、そういうパターンと、あとは、ミコバクテリアとか転覆病、そういったような幾つかの要素がございますが、今回調査しているのは主にハダムシが体にどれぐらいついているかというのを顕微鏡でチェックを

して、それがどういう飼育環境、どういう餌のやり方でハダムシの量がどのように変わってくるかとか、そういったのを全部モデル化しようとして今しているものがございます。

○小川委員　　ハダムシだったら今ありますよね、シマアジとかに添加してぬめり出して落とす薬、それやればいだけだと思うんですけど、そんなことはないんですか。

○芝山水産農林課長　　今、ハダムシも多分たくさんついてくれば、去年、おとしあたりからすごくやっぱりこのマハタの病死、へい死が多いものですから、業者さんのほうも、今年度、これから暑くなってくる前に、ハダムシのどれぐらいついていくかという数の調査なんかもこの事業で行って、それに応じて先ほどの薬剤に漬けたりとか、少しでもハダムシを減らしていくというやり方もあるので、でもそういったものをなるべく使わずにいられるような環境はどのような環境なのかということも、併せて調べていきたいと思っています。

○小川委員　　分かりました。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　じゃ、ないようでしたら、水産農林課の審査を終わります。ありがとうございました。

続いて、商工観光課。

それでは、早速ですが、商工課の議案第34号の所管説明をお願いいたします。

○山中商工観光課長　　商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。通知いたします。

○南委員長　　お願いします。

○山中商工観光課長　　14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち、地方創生推進交付金54万1,000円、そのうち商工観光課に係る50万円の増額は、一般社団法人、東紀州地域振興公社負担金のうち、観光DMO事業の市負担金に係る2分の1の相当額について、国からの交付が決定したことによる増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

補正予算書 14 ページ、15 ページを御覧ください。通知いたします。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費でございます。補正前の額 6,301 万 2,000 円のうち国県支出金を 50 万円増額し、一般財源を 50 万円減額する財源更正でございます。

内容は、歳入にて御説明いたしました、東紀州地域振興公社負担金に係る国の補助交付決定に伴う財源更正でございます。

以上で、議案第 34 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち、商工観光課に係る補正予算の説明とさせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長 説明は以上です。

特に御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、商工観光、終わります。ありがとうございます。

次に、あとの建設課と教育委員会が残っておりますが、このままもう続行してもよろしいでしょうか、昼食を挟むと思うんですけれども。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、そのまま続行していきますので、御協力お願いいたします。

それでは、建設課所管、議案 34 号の説明をお願いいたします。

○塩津建設課長 それでは、議案第 34 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について説明いたします。通知いたします。よろしいでしょうか。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算書の 10 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入のうち 6 節土木費雑入 1,000 万円で、内訳は地域づくり助成事業助成金 1,000 万円でございます。

内容は、中村山公園トイレ整備事業に係る助成金でございます。

次に、21 市債、1 項市債、4 目土木債、5 節都市計画事業債 900 万円で、内訳は都市公園事業債 900 万円でございます。

内容につきましては、中村山公園整備事業に係る起債分でございます。

次に、歳出について説明いたします。

少々お待ちください。

○南委員長 お願いします。

○塩津建設課長　それでは、補正予算書の14ページを御覧ください。

7款土木費、5項都市計画費、3目公園費、14節工事請負費で、補正前の額1,248万7,000円に対しまして、補正額1,900万8,000円を追加しまして、合計3,149万5,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳としましては、地方債900万円、その他財源1,000万円、一般財源8,000円で、内容としましては、中村山公園トイレ整備事業でございます。

詳細につきまして、委員会資料を基に説明させていただきます。通知します。

資料の1ページを御覧ください。

まず、事業の目的ですが、本市の中心部にある中村山公園のトイレは、公園開設当時のままのくみ取り式である上、ブロック造で老朽化しており、公園を訪れた児童が使用するには危険であることから、また、来園される全ての方が安心安全に利用していただけるよう、水洗式でバリアフリー化したトイレに整備するものでございます。

事業の概要としましては、多目的トイレ棟新築工事一式で、資料下段の右が概略の平面図でございます。御覧のとおり、男子用小便器の棟を1棟と、女子用兼多目的トイレ棟を1棟の新築を予定しております。下段の左に現在のトイレの位置と外観が分かる写真を添付しております。現在のこのトイレを取り壊し、同じ箇所に新築する予定でございます。

以上で、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）に係る建設課の説明を終了いたします。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　じゃ、あわせて、36号の市道2線のほうもお願いします。

○塩津建設課長　分かりました。

それでは、あわせて、議案第36号、尾鷲市道路線の変更についてを説明いたします。通知いたします。

○南委員長　資料のほうでええがな。

○塩津建設課長　じゃ、引き続き、資料のほうで説明させていただきます。

まず、議案第36号尾鷲市道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定により市道路線の変更を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、変更前ですが、起点が尾鷲市三木浦町字早田道412番3地先で、終点が尾鷲市三木浦町字ミゾノキ田ノ上303番1地先、延長が262.9メートルで最大幅員11.75メートル、最小幅員4.85メートルでございます。

次に、変更後ですが、起点は変わらず、終点が尾鷲市三木浦町字ミゾノギ田ノ上303番37地先に変更となり、あわせて、延長が217.87メートル、最大幅員が11.05メートルとなります。最小幅員については変更なしでございます。

下段の一番左が位置図で、赤丸で囲った部分が当該路線でございます。真ん中が上空からの写真で、一番右が現況写真となっております。この写真におきまして、黄色点線で表示した部分が廃止予定の路線部分でございます。

議案第36の説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとう。

○濱中委員 トイレのこの図面、概略と言われたんですけども、これが決定であるのかということが1点あるんですけども、といいますのは、以前からトイレの設計をされるたびに同じことを私聞いておるように思うんですけども、これが男性用、女性用として分けてあるとすれば、入り口が向かい合っておるってどうなのかなという。ちょっとその辺の配慮はどうなのかなというのが1点。

もう一点なんですけれども、財源の話なので、最初、その事業債へは財政のほうで説明があった、そこで聞くべきやったのかもしれないんですけども、今の事業費の説明の中に1,000万円が助成金で事業債が900万、この事業債の充当率、どれだけなのか、結局、最終的に市費の持ち出しがどれだけになるのか、その辺りがお答えいただければと。2点お願いします。

○塩津建設課長 まず、入り口のほうにつきまして、一応、概略平面図ということで、まだ予算化前ですので、今、建設課のほうで詳細設計を進めている途中でございますので、ただいまの意見も参考に設計していきたいと考えております。

あと、地方債の部分ですが、一応、過疎債を充てるというふうには聞いているのですが、それでよろしいでしょうか。70%の充当率というふう聞いております。ですので、市の持ち出しは270万という形です。

○濱中委員 財源のほうは分かりました。

やっぱり公園のトイレというのは、人目がなくなるタイミングがあったりするもので、そういったあたり、きちっと神経を使っていたきたいなと思うことと、ある程度デザインなり固まって、入札が終わった後なんか分からんですけども、そう

いった時点で外観も含めどういった感じになるのかを、議会のほうで確認させてもらえるタイミングってありそうですか。

○塩津建設課長　　また、詳細等が固まりましたら、報告のタイミングがありましたら報告させていただきたいと思いますので、また、委員長と相談して資料のほうは作成させていただきます。

○中村委員　　この図面、決定ではないことをお祈りしたいんですけれども、掃除具のところにも、ここに掃除具用の流しが必要なんですよ。それで、ここの掃除具用の奥行きが深過ぎるのは使い勝手も悪いので、もうちょっとこのレイアウト、考えていただきたいと思います。

それと、この男子用ですか、この小便器を1個入れてここのだけにするというのは、何かちょっと意味がよく分からないんですけれども、それやったら洋式にして男女どっちでも入れるようにしたらええんと違うかなというのと、それと、もう一点は、必ずここの通路部分に、濱中委員言われたように、向かい合って云々ということも問題なんですけれども、トイレを造るときに必ず入り口付近が確認できる防犯カメラというのが必要になってくるんですよ。それをぜひ公園のトイレを新設されるときには、入り口付近の防犯カメラというのも一緒に計画して設置していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○塩津建設課長　　まず、掃除用具室の流し等については、まだ、今、詳細に設計を進めている途中ですので、参考にさせていただきたいと思います。

また、男子用トイレのほう、大便器ということなんですが、利用頻度としましては、男子の小便器の頻度が一番高いということで、大小小便器を1棟、大と、あと女性の方は多目的の機能のあるトイレのほうでしていただくという考えで、こういった形にしております。

また、防犯カメラにつきましては、ちょっと今回の助成の中では難しいかも分かりませんが、今、各公園につけていっておりますので、そういった中で検討させていただきたいと考えます。

○小川委員　　中村山公園、防犯がカメラついてますよね。あそこ、ついていると思うんですけど。建設課でつけたんじゃないですか。

○塩津建設課長　　多分、今つけている防犯カメラはトイレのほうを映す形ではついていないように、下の部分だと思いますので、また、その向きとかも今後検討させていただきたいと考えます。

○南委員長　　中村委員、よろしいですか。

○中村委員 入り口のほうへ向けていただければ結構です。

○内山委員 中村公園のトイレについては、専門的なことは分からないんですけども、トイレって暗いイメージがあるもので、やっぱりちょっと明るいイメージ、明るく光が入るような感じにしてほしいことと、やっぱり今言うたように防犯カメラをつけてもらったら物すごくありがたい、やっぱり目の入れないところやもんで、すごくちょっと問題があったこともあるので、そこのところ考慮してよろしく願いします。

そして、中村公園のトイレ、やっぱり子供が利用することも一番多いと思うので、子供たちで、そこも考慮して、便器とかそんなちっちゃいの置けとかそんなちょっと分かりませんが、そこをやっぱり使いやすいように気にしてくれたらありがたいと思いますので、よろしく願いします。

○塩津建設課長 確かにおっしゃるとおりで、子供たちが利用する際、今のくみ取りがちょっと怖いという意見もかなりありましたので、今回水洗にさせていただきます。

また、カメラ等につきまして意見のほうを参考にさせていただきまして、明かりのほうも、今現在、詳細な設計中ですので、今後、参考にさせていただいて、設計のほうを進めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○濱中委員 この平面図、決定でないですから、これから書き足されるんでしょうけれども、このトイレ2の便器の横にあるちょっと壁にくっついたところは窓なのかな、おむつ替え台なのかな。おむつ替え台というのが、公園に要るのか要らないのかというのは、ちょっと子育て関係の人たちにも御意見を伺うような機会があれば。このトイレがどういったものかというのは、実際使う人たちの意見を聞く機会というのは設けているのか、その辺りはちょっと考えてほしいんですけど、どうですか。

○塩津建設課長 今現在、利用状況の調査のみでしたので、そういう機会があれば参考意見等も伺いたいと思いますので。

○濱中委員 市長が今回、子育て支援に関して力を入れるというような、3月にもこの6月にもお言葉をいただいておりますので、実際、もちろん設計のプロがやることなんですけれども、実際は使われる方にとってどうかということが一番大事だと思うので、子育てグループの方ですとか、あと、保育園だとか、小学校だとかという保護者の方たち、御意見を伺える機会をぜひ利用していただきたいと思いま

すので、要望しておきます。

○南委員長 間もなく12時の時報ですので、中断いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○南委員長 続行いたします。

○加藤市長 いろんな御意見を頂戴して、ありがたいと思っています。

実を言いますと、この中村山公園のトイレ、6年越しなんです。もう前々から、中村公園というのはやはり私としては尾鷲セントラルパークというようなイメージを持って、取りあえず一応きれいにしていこうと、景観のいいような場所にしていこうという、6年越しで一応約2,000万円弱の予算をかけさせていただいてやるわけなんですけれども、当然、委員各位がおっしゃっていますように、防犯上の問題もやはり考えていかなきゃならない。

公衆トイレというのは、どっちかいたら私自身もやっぱりここですから、化粧室に近いような感じのものも考えていきたいし、当然やっぱりそれを利用される方々がどういう方が利用されて、どういう用途が必要なのかということもやっぱり考えさせていただきたいと。取りあえず一応6年越しで、やっときれいにさせていただくという、より利用者になつたようなトイレに今この与えられた予算の中できちんと考えていきたいと、このように考えております。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 財源のほうで、雑入で地域づくり助成事業助成金1,000万ということで、多分、自治総合センターのコミュニティ事業の宝くじだと思うんですけど、多分。これは交付決定、もう既にありましたね。

○塩津建設課長 助成事業のほうは決定いただいております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員 すみません、この道のほうも聞いていいですか。

○南委員長 どうぞどうぞ、併せて。

○中村委員 この市道が短くなるのは、地元からの要望ですか。

○塩津建設課長 この部分につきましては、国道、現在の311号線が県の工事で今の現状になったときに、旧道部分が市道として市に移管された部分でございまして、底地が三重県の所有となっております。その三重県の所有地につきまして、

県のほうが土地の所有者と交換を行うということで、この部分を、そういうことでこの部分を市道認定を外して現在の形にしたいという理由でございます。

○南委員長　よろしいですか。

最後、今の中村山のセントラルパーク公園に戻るんですけども、まだ、建設課長では、今回があくまでも平面図として上げただけですよということなんですけれども、仕上がりまでにぜひとも1回委員会のほうの提示だけは確認したいということで、見せていただきたいというのと、それと、今の中村委員さんが言われた、小、男子の小ね、やはりことわざでも大は小を兼ねるといふことがありますので、これはやはり小だけやったら僕は無駄なものになってしまうんじゃないかなということありますので、その辺も今日の意見を踏まえた上で十分機能の高い、多目的トイレもしかりですけども、特に利用する子供たちの僕意見も聞いてもいいんじゃないかなと思いますので、できたら小学校のほうでも出向いて、そういう場でも設けていただいたら大変よろしいんじゃないかなという思いがいたしますので、ぜひとも努力をしていただくようお願いをいたします。

それでは、建設の審査を終わります。

続いて、教育委員会まで行きます。

どうします、昼にせえと言われたら昼にしますし。

(発言する者あり)

○南委員長　分かりました。お弁当を頼んでいるということでございますので、田中教育長、誠に申し訳ございませんけれども、審査は昼からということでお願いいたします。昼は1時20分からお願いいたします。すみません。

(休憩　午後　0時03分)

(再開　午後　1時18分)

○南委員長　それでは、若干予定より早いようですけれども、会議を続行いたします。

次に、教育委員会所管の議案の説明をいただく前に、教育長からもし一言あれば。

○田中教育長　教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうちの、教育委員会に係る分につきまして担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

○柳田教育総務課長 教育総務課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、教育総務課に係る説明をさせていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。通知いたします。

歳入でございます。

それでは、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金28万4,000円のうち当課に係るものとしまして、1節教育費補助金の学校安全特別対策事業費補助金26万4,000円を増額するものでございます。

本補助金は、スクールバスの置き去り防止車内確認ブザーシステムの整備に伴う国庫補助金でございます。

続きまして、補正予算書16ページ、17ページを御覧ください。通知いたします。

支出でございます。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費44万6,000円の増額は、教育一般事務局費の17節備品購入費、スクールバスの置き去り防止車内確認ブザーシステムの導入に伴う増額でございます。

事業概要は、教育委員会資料をもちまして説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。通知いたします。

本事業は、本市が所有しております3台のスクールバスにブザーシステムを設置するというものです。バスの中への置き去りによる人命に係る事故を確実に防ぐことを目的としております。

本機器につきましては二つの機能があり、一つは、運転手がエンジンを切ると降車確認のガイダンスが流れ、確認を促し、車両の後方に設置されたボタンを押さないと警告音が鳴るというシステムと、それでも置き去りが発生した場合に、車内に設置されたボタンを押すことで車外に警告音が鳴るというシステムです。現状でも、乗車人数と降車人数のチェックをしておりますが、さらに本システムを導入することで置き去り防止を確実に防ぎます。

補正予算書16ページ、17ページにお戻りください。通知いたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費234万円の増額は、小学校整備事業の10節需用費、修繕料の向井小学校高圧受電施設更新改修修繕に伴う増額です。

概要は、資料を用いまして説明させていただきます。

委員会資料2ページを御覧ください。通知させていただきます。

本補正に係る修繕に関しましては、毎年、年度末に電気保安協会が実施しております検査で、校内への引込みケーブルに漏電の不具合が判明し、このまま放置した場合、学校施設等に影響が出る可能性が高いことから、既決予算で緊急修繕を現在実施しているところでございます。

今回の補正は、小学校修繕料の年間予算に対し、今回の修繕が高額であることから、本緊急修繕に要した費用を補正するものでございます。

詳細につきましては、以上でございます。教育総務課に係る説明も以上です。

よろしく御審議賜り御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 続いて、生涯学習課長。

○平山生涯学習課長 続きまして、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき説明いたします。

予算書の10、11ページを御覧ください。

歳入では、14款国庫支出金、2項国庫支出金、6目教育費国庫補助金の補正額28万4,000円の増額は、1節教育費補助金の増額で、うち生涯学習課に関する補正額は情報通信技術講習事業費補助金2万円の増額で、こちらにつきましては、国の、いつでも誰でも希望する国民が気軽に受講できる基礎的、実践的なデジタルリテラシー講座を開催する公民館等の社会教育施設ですとか、学校の間を活用したデジタル講座の実施に対して国から助成される補助金でございまして、本補助金を活用した中央公民館でのスマートフォンの活用講座の開講を計画しております。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入の補正額1,630万円のうち、8節教育費雑入20万円の増額につきましては、こちらは公益財団法人の三重県文化振興事業団の「学びあい・つながりあう」生涯学習社会づくり支援事業助成金といたしまして、20万円を増額するものであります。

内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

次に、歳出でございます。

予算書の16、17ページを御覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費22万円の増額は、細目、公民館活動経費22万円の増額でございます。

7節報償費7万円の増額は、歳入補正予算、教育費補助金の情報通信技術講習事業費補助金2万円を活用した、中央公民館でのスマートフォン活用講座に係る講師謝礼として2万円、それと、歳入の補正予算の教育費雑入、「学びあい・つながり

あう」生涯学習社会づくり支援事業助成金を活用した公民館講座、市民大学開講事業に係る講師謝礼5万円であります。

12節の委託料15万円につきましては、同じく、先ほどの教育費雑入の助成金を活用いたしました公民館講座、市民大学開講事業に係る委託料で、映像記録化業務委託料であります。

市民大学開校事業につきましては、後ほど資料で説明いたします。

次に、9款教育費、5項保健体育費、2目運動場管理費1,100万3,000円の増額は、細目多目的スポーツフィールド整備事業費の増額で、12節委託料、国市浜公園に係る避難路概略検討業務委託料の増額でございます。

こちらの内容につきましても、後ほど資料で御説明いたします。

次に、3目体育文化会館102万2,000円の減額は、本年2月8日に体育文化会館を使用中止したことに伴う、細目体育文化会館維持関係事業の102万2,000円の減額であります。

10節需用費30万円の減額は、体育文化会館の館内修繕に係る修繕料の減額、11節役務費につきましては、47万2,000円の増額ですが、これは体育文化会館の使用中止に伴い施設を休館とする間、浄化槽を休止とするため、汚泥引き抜きなどの浄化槽清掃等を行う浄化槽保守点検手数料55万円の増額と、不用となっている電力使用量監視情報配信業務手数料4万7,000円などを減額として計上するものであります。

次に、12節委託料120万7,000円の減額につきましては、次ページを御覧いただき、内容といたしましては、建築基準法による体育文化会館の2年に1回の特定建築物定期調査業務委託料16万円、あと、体育文化会館清掃業務委託料25万円、体育文化会館の日曜・祝日等の臨時警備業務計上用に計上しておりました体育文化会館警備業務委託料79万7,000円を、それぞれ減額するものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料16万7,000円の減額につきましては、体育文化会館のトイレ衛生機器借上料の減額であります。

次に、行政常任委員会資料のほうを説明させていただきます。

資料1、1ページを御覧ください。

こちらが生涯学習社会づくり支援事業として、尾鷲市市民大学開講事業に関する資料でございます。

こちらの内容につきましては、主に文化財について市民に学んでいただこうとい

うことで、公民館講座として文化財講座のほうを予定しておりました。今回は助成金のほうを活用して、こちらを市民大学講座の開講事業として計画をするもので、内容につきましては、文化財講座として「市民大学・みらおわ教室（仮称）」ということで、年5回の市民講座を尾鷲市の市民大学として開講する計画をしております。その中で市の文化財であります世界遺産の熊野古道でありますとか、須賀利大池、小池等について広く、どちらかといえば初心者向けの講座を開催しようということで計画しております。

この中で今回補正予算といたしましては、教育費の社会教育費、公民館のほうで報償費として講師謝礼5万円と、先ほど委託料として説明いたしました映像記録化業務委託料15万円、合計の20万円を計上しております。

今回、この映像化記録業務委託料15万円につきましては、第5回の「須賀利大池及び小池」を学ぶの講義に活用する須賀利大池の空中写真を撮影して、それを教材として行うために、今回この助成金を充当して映像の作成も併せて行うことを計画しております。

この講座につきましては、三重大学の教授ほか、市内で熊野古道等の活動に関わっております市民の方、あと、市の学芸員等を講師として講座を開講することを、今現在計画しておるところであります。

最後のその他につきましては、歳入の「学びあい・つながりあう」生涯学習社会づくり支援事業の助成金、こちらは公益財団法人三重県文化振興事業団の助成金となっております。

続きまして、資料2のほうを御覧ください。

こちらが9款教育費、5項保健体育費の細目多目的スポーツフィールド整備事業の12節委託料に係る資料でございます。

今回、多目的スポーツフィールド整備事業として、避難路概略検討業務委託を予算計上いたしました。

本事業の業務目的といたしましては、現在、野球場等の施設の詳細設計を進めております多目的スポーツフィールド整備事業に関連しまして、本公園箇所と県道中井浦九鬼線の間には流れる河川、こちらが普通河川の桂谷川となりますが、こちらの流域調査を実施し、その調査結果及び現地踏査等の結果を踏まえて、今後、災害対策を含めた避難計画及び避難路整備のための概略検討を行うことを目的としております。

事業費といたしましては、業務委託料の1,100万3,000円、業務内容とい

たしましては、補足調査を含む現地踏査、桂谷川に係る流域調査、あと、交差点概略検討、構造物概略検討、制約条件等の整理となっております。

4番目は、業務箇所の桂谷川の流末部分を写した写真でございます。

次ページに移っていただきまして、こちらが概略検討業務を行う中心的な箇所として、国市浜公園と県道中井浦九鬼線の河川桂谷川の流末部分の位置を表したものでございます。

最後の図面につきましては、さきの委員会で御報告させていただきました、国市浜公園のレイアウト図のほうを参考として添付させていただいております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

以上が、生涯学習課の令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとう。

教育委員会の議案説明は以上でございます。

御意見のある方。

○濱中委員 まず、教育総務のほうのスクールバスのブザーの件でちょっと確認をさせていただきたいんですけども、ブザーの仕組みはよく分かりました。後ろまで行ってということで、恐らくバスの中全体を確認できるという仕組みなのかなとは思んですけども、現状でもそうやし、このブザーをつけたとしても、目視の確認ということはこういったことを指示されていますか。

○柳田教育総務課長 目視による確認なんですけれども、まず、一番初めに、行きも帰りもですが、乗った数の確認と降りていく数の確認を毎回ペーパーベースでチェックをしていただいております。ですので、降りる際にどなたが降りたかということが分かるようにしておりますので、そういう部分に関しましてはブザーなくともということもあるんですけども、今回は念のためという形でつけさせていただいておるような状況です。

○濱中委員 これまであったあの悲しい事故の中には、寝入ってしまった子に気がつかなかった場合もありましたので、もちろん人数が違っていれば見に行く話やとは思んですけども、その椅子の状況の目視ということは結構重要なのかなと思って聞かせていただきました。

それから、もう生涯のほうもよろしいですか。

○南委員長 どうぞ。

○濱中委員　これは市長か副市長にお考えいただくことかなと思うんですけども、今回のこの業務委託について業務内容を見ると、もちろんこれ、議案でこちらがお預かりする時点でこれでよしと認めたから今回はこういう予算のつけ方で、もう納得した形ではあるんですけども、委員長。

これ、業務内容を見ると、恐らく専門的には建設なのかなと思ったり、あと、避難路といえば防災のほうは避難計画のほうを持っておるのかなという感じがして、今日も各課長が顔をそろえてくださっていますから、説明には十分できるんでしょうけれども、全体構想としてこれからここに橋を架けていくとかそういったことになったときに、このままこれ、生涯がずっと中心となって進めていく事業と考えてよろしいんですか。

○下村副市長　今回、私もこれが普通河川とは思わなかった、いわゆる中部電力三田火力発電所のクリークというふうに考えておったんですけど、桂谷川という河川になるということで、従前からまだ松原があった頃からの河川ということを知っています。

今回、この避難経路のこともあって、この河川については大雨の際に黒潮道路が冠水することが今まで何回かあったということで、この下中川につきましては結構水がたまるということで、土のうを準備したりというのがかなりありましたので、今回はこういう形なんですけど、このデータを取ることによって今後の防災対策、それと建設のほうの冠水対策につながる調査というふうに確認しております。

○濱中委員　分かりました。じゃ、今の説明でほぼ聞こうと思ったことは言ってもらったんですけど、この調査をすることによって、この橋だけではなくて、周りのこれまでに起こっておった災害のことにしてもいろんなことが判明して、それで、対策を打つべきところも判明してくる、課題を洗い出すというふうに理解してよろしいですか。

○下村副市長　そのように説明を聞いておりますので、従前からこの箇所の冠水対策というのは必要な対策として市のほうも考えております。

○西川委員　僕も予算のときちょっとうっかりしておって聞くの忘れたんですけど、この桂谷川のこの図、冠水するというのは、これ、都市公園ありきで考えて避難路って言うておるけど、雨降りに冠水しても公園には誰もいませんし、本当に冠水で困るところであれば尾鷲にもっとあるんですよ。実際、僕、北浦に住んでおるんですけど、北浦の公園の裏の辺り、床下浸水なんてしょっちゅうなんです。そっちのほうも考えてくれるのであれば結構ですけど、これだったら向こう国市浜

公園を造りたいがための入り口を造る調査というふうな感じにしか取れないんですけどね。尾鷲市内でもっと、名前を出したらあかんと言うから出さんけど、何か所かありますよ、車が浮くようなところ。ここで車、浮いたことありますか。これ、誰に聞いたらいいか分からんけど。

- 下村副市長　　この黒潮道路は、過去にも冠水して車がストップしたということがありました。
- 西川委員　　いや、冠水しておるんだったら車で行かなけりゃいいんですよ。ただ、俺はそこに冠水という理由をつけるのであれば、北浦地区の冠水で床下の浸水で困っておる北浦の川も考慮せなあかんですよ、民家が住んでおるところですから。車は、冠水しておるの分かったら迂回すればいいんですよ。だけど、民家は引越せませんよね。それを取ってつけたように、この都市公園のほうに回してくるものですから、ちょっとあれかなと、ほかの予算と混ぜてふっつけられるとちょっと判断しにくいかなって、認めちゃった以上、ちょっと僕は思っておるんですけどね。
- 塩津建設課長　　ただいま西川委員がおっしゃられた、ほかの尾鷲の市内で冠水する箇所については、また、それぞれ個別で対応等は検討していく必要があると思っておりますので、今後もそういった対応は続けていきたいと考えております。また、これとは別で考えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 西川委員　　いやいや、これを最優先でやっておるように思うもんで、ほかのところのほうも、もう建設課長だったら十分分かっているでしょうから。ほかの河川とか冠水する区域、迂回路のない住宅、その人の市民の声を僕は代弁しておるだけですので、よろしくをお願いします。
- 中村委員　　この桂谷川の件に関してなんですけれども、国道42号線のさんきの前の、大雨が降ったら本当に通行が全くできなくなるぐらいひどい冠水箇所があるんですけれども、あれも桂谷川の影響ですか。
- 塩津建設課長　　国道の部分に関しては、桂谷川が影響しているとは一概に今の時点では言えるようなものではないと思いますが、今回この桂谷川につきましては、概略で建設課と技術センターの協力も得て、図上で流域面積等を確認した場合にかなりの集水面積があるものですから、今の現状の河川幅で本来であると常時あふれるような可能性がある流域となっておりますので、そういった意味も含めて詳細に流域を調査して、実際に河川の断面等が適正であるかという検討も兼ねたものでございます。
- 中村委員　　内水面の氾濫については、ポンプアップか調整池以外に対策ないで

すよね。今までそれを全く考慮されずに来て、ここで避難のためのって言われましたけれども、津波避難であれば、これ、全く関係ないですよ。津波避難やったら、防潮扉の高さとか防潮壁の高さは関係あるんですけども、内水面、大雨のときの対策に避難道の予算をかけるというところの整合性って、どう説明されるんですか。

○塩津建設課長 以前にお示しさせていただきました、資料の一番最後のページにあります将来入り口に関しまして、これ、桂谷川の上に避難路として橋梁を架けてという形でお示しさせていただいていますが、御存じのように橋梁等の設計を行う場合は計画高水面の検討が必要になってまいります。その計画高水面、洪水等があった場合に、大雨等があった場合にどこまで河川の水面が上がるのか、その水面からある程度の余裕幅を持って橋を架ける必要がありますので、そういった意味でも避難路の検討に必要な調査となっております。

○中村委員 今、この図面に矢印の入っている通称南門と言われているこの橋は、恒久橋ですか、永遠に使える橋ですか。

○塩津建設課長 こちらの橋、今現在、中部電力さんのほうで架けた橋ですので、まだこちらのほうで詳細に永遠橋かどうかというふうな確認はしていない状況でございます。

○中村委員 学校とかこういう都市公園を基本的に設計する場合に、進入路というのを一番先に検討するものなのではないですか。例えば、小学校を建てようとしているところに前に川があって、その川に架かる橋が架設やったら、そこに小学校は計画できますか。

そして、なぜ後手後手の後出しじゃんけんばかりされるんですか。都市計画で都市公園を設計したいなら、1億円も使って、地質の調査も液状化の対策もなく、そして仮設の橋を渡らな入れへんようなところに16億をかけて、そして、今頃この川の冠水のための流域調査に入る。1億円でこれは本来すべき仕事です。

避難道についても一緒です。後期高齢者、75歳以上の人の1分間に逃げられるメートル数は50メートルです。坂道やったら43メートルだそうです。この都市公園の奥行きは342メートルあります。横幅は292メートルあります。5分で高齢者は250メートルしか逃げられないんです。おまけに、ここの真ん中はインターロッキングとか、それとか、セメント系のコンクリート系の舗装って書いてあるんですけども、まず流量計算の前に、液状化でここから5分間でどこまで逃げられるのかの検討はもう既にされましたか。

○南委員長 どなたか答えていただけませんか。

○平山生涯学習課長 現在、中村委員さんの御質問にありました、現公園が液状化をしてその状況から避難するという想定での検討については、まだ行っておりません。

○中村委員 行わない理由を教えてください。

○南委員長 行っていない理由ですね。

○平山生涯学習課長 すみません、公園内からの避難計画、避難路についてはこれからの計画となっておりますので、その中で検討させていただく内容と考えております。

○中村委員 高齢者が1分間に50メートル、坂道になったら43メートルというのは、学術的にこの数字がもう出ているんですけども、尾鷲市長がいつも言われるように、1人の犠牲者も出さない、市民の生命、財産を守るのが仕事やと常におっしゃっていますけれども、350メートルの奥行きで高齢者は5分間では構内にとどまらざるを得ません。公園内から外に出ることすらできないメートル数なんです。そして、震度5以上やと必ず液状化するという結果が出ているわけです。平常時においてすら、構内から出られない距離なんですよ。それをまだ検討せずに、避難道、この先を造っても一緒じゃないですか、逃げられへんねんから。

検討していない、先々造る、そして、一番最初に検討すべき地質調査と、そして進入路である南口が恒久橋、ずーっと使える橋なのか、仮設の橋なのかということの検討すらされず、今頃になってまた1,000万以上もかけてこの道路が冠水するかどうかの調査をして、5分でどこまで逃げられるかの基本的なこともせずに、次々お金をかけて次々物をつくって、想定外でしたはないので、そののところが基本的にもう一度考え直していただきたいと思います。

○下村副市長 3月にもお答えさせていただきましたが、避難路整備についてはきちっと検証していきたいということで、今回、避難路整備をするに当たり、この調査が必要になったということで、今回、予算計上させていただいたものでございます。

○中村委員 5分でどこまで逃げられるかを、まずやってからにしていきたいと思います。逃げられないところに、避難道なんか造っても無駄です。それか、入り口に後期高齢者立入禁止とでも書かれるんでしょうか。

○下村副市長 職員による歩いてでの避難時間というのは調査済みですが、中村委員がおっしゃっておる高齢者の方のテストというのはまだ実施していないと。1分で50メートルという話なんですけど、その辺についてもまた検討をさせていただ

きたいと思います。

○中村委員　　ぜひ学術的な結果が出ていますので、ネットで調べて、そして、早急に検討されて返事いただきたいと思います。

○南委員長　　今回の予算の計上の仕方というのは、今副市長が言われたように、スポーツ施設の避難路というのは動線が一番大事だということで、そのためにはやはり水量計算と橋を、逃げ橋というんですか、道路を架けるのに、それは理解はできるんですけども、やはりもう少し早く予算計上をする前に、1回、2回、委員会等でそういった議論があつて計上したほうが、一番現地調査も踏まえて望ましかったのかなというような委員長としての思いがいたしますけれども、やはり避難路を策定する意味での自然災害の調査というのは最も重要でございますので、今後とも丁寧な予算計上のやり方というんですか、やはり議員各位の皆さんに御理解を賜れるような予算計上の在り方を、ぜひともこれからは相談をしながら、議長等とも相談しながら進めていただきたいなど、今回の審査をして。中村委員さんの言われるのも、僕ごもっともだと思うんですね、一方では。そういった意味で、お互いが納得できる安心安全のまちづくりのためにも予算計上して進めるべきだと思いますので、ぜひとも十分に注意を払っていただけて行っていただきたいと思います。

○中村委員　　今、一応書かれている南門のこの入り口を計画されているんですけども、ここについての恒久橋を架ける予定はあるんですか、ないんですか。

○塩津建設課長　　それも含めた検討ということで、避難するために必要なものを今回の概略検討で何パターンか考えて検討する予定でございます。

○中村委員　　避難じゃないんですよ、入り口はウエルカムゲートで入り口です。避難道と入り口と一緒にしていただきたくないです。

施設に入るためには、入り口が要るんですよ。そして、その入り口は安全でなければなりません。仮設の橋に子供たちや高齢者を通して、それです、えっというふうに最初に判断された理由は何かお聞かせいただけますか。

○下村副市長　　この南門の橋につきましては、もう何十年も前から設置されておいて、現在も大型車両も運行しておるということで、仮設というのかどうかはちょっと中電さんに確認してみやんと僕も分かりませんが、十分対応できる橋梁と思っております。

○中村委員　　それが、執行部としての責任のある回答ですか。仮設は仮設なんですよ。そして、あれが何十年も使われているのは、毎年毎年点検して莫大な費用を中部電力が支払われているから使われているだけであって、仮設は仮設なんですよ、

全く物が違うんです。それを何十年も使われていたから大丈夫やと思っているのは、それはもう執行部としての返事にはなっていないんですけれども、どうですか。

○南委員長　私も仮橋という認識しております、ずーっと。仮設の仮橋です。その認識しております。

○中村委員　皆さんがあれば仮設の橋やって理解しながら、それについてまず基本的な調査をして、そこからウエルカムゲートで入り口になる物すごい大事なところなんですよ。これ、もしこの場所じゃなくて、小学校を建てるんやったら、もうはなからあかんって言うでしょう、あんなものあかんって。それを、今回みたいに何も知りませんでした、いやいや20年、30年使っているから大丈夫でしょうって、それはもう言い訳にも何にもならへんのですよ。それで、今頃になって防災のために調べる、違うでしょうって。予算のつけ方が全く逆です。今頃、補正でこんなものつけるべきではありません。ですから、予算には認められません。以上です。

○南委員長　建設課長、ちょっと基本的なことをここでちょっと聞きたいんですけども、今回は避難道という避難橋も僕は十分理解できるんですけども、恐らくこれがもう一番の出入口にという考え方ではないんですか、になるとか。

○塩津建設課長　おっしゃるとおりで、前回のほうの委員会で将来入り口として示させていただいた案もございますが、それとはほかのパターンで幾つかを検討するというところで、また、進入方法が決まりましたら、その橋に対して耐震確認、例えば新しい橋が必要であれば橋の詳細設計という形で検討に入っていく予定ですので、今現在、この調査を行うことでその辺が固まってくるかなというふうに考えております。

○下村副市長　先ほど建設課長も言いましたように、将来入り口ということで、ここが道路2車線の橋梁を設ければ、当然、来園される方もこの道を使っていただくということですし、42号線へ逃げる際の避難路にもなり得るということで、ここへ橋梁を架けられないのかということで進めてきた結果、この調査が必要になってきたということでございます。

○中村委員　どうしてそういう後出しじゃんけんの言い訳ばかりするんですか。それやったら、一番最初の基本設計にそれを出してきて、そして、ここに入り口を造りますという設計図書を出して、そして、そのときに基本設計の中に入れ込まないあかんのです。そのときは、ずーっと南口の南門のこの仮設と入り口や入り口やって図示して書いて、そして、今頃になって避難道のためのこれを最終にはこれを入りにします。入り口にするんですよ、違うんですか。

○仲委員　この最後の図面を、前回にも出ていると思うんですけど、この橋は仮設の橋ではないですね。新しく出入口としてここに設ければ防災道路に直結するというので、図面上で表しておるんですね。仮設は違う、もっと上ですよ。それで、仮設を使うという話じゃないでしょう。新しい橋を造るために流域調査も必要だし、その河川の幅も勘案した中でどういう橋が造れるかというための、あと、それが、その橋を使って避難路をどういうコースにするか、そういう調査なんでしょう。そこをはっきりしてください。

○下村副市長　前回示したように、ここがメインゲートとなるということで、橋梁の幅員をどうすべきなのか、右折路まで造るのかどうかということも含めて検討する中で、この調査が必要になったということでございます。

○南委員長　ちょっとその前に、今仲委員が言われたのがもう全くそのとおりで、僕はその認識でおったんですけど、この事業目的の書き方が悪いよ、これが、そもそもな。やもんで、そういう議論になってくると思うんやけれども。

これやったらもう避難道路整備のためだけやもんで、僕は出入口という感覚でおるしさ、中村委員さんにそのように指摘をされて当然やと思うんやけど。それだけはやもんで、慎重を期してほしかったなと思うんですが。

○中村委員　一番基本的なことを問題にしているんですよ。ここを入り口にするんやったら、一番最初の基本計画のときにここを入り口にするべきで、そのときにこの図面を書いてきて、それ以前の予算でこの今されることを全部せなあかんのです。それを今頃補正予算で出してきて、1億以上をかけた基本設計にこれを入れずに、また今頃1,000万もかけてこれを後出しじゃんけんにするという行為がおかしいんです。ですから、人の生命、財産を守るという執行部の仕事になってないでしょうって私は言っているんですよ。

ですから、一番最初のこれグランドデザインというんですけども、大きなことを考えるときに、まず周りの安全から考えて、その場所が本当に安全なのか、今さっき副市長が、職員を歩かせた、職員はみんな若くて健全ですよ。でも、公共の公園をつくるときに、赤ちゃん連れのお母さんから高齢者まで呼び込みたいわけでしょう。そのときに少し調べたら、ちゃんと学術経験の人たちが多量の調査をした結果、後期高齢者は平坦地で50メートルしか歩かれへん、そして、坂道になったら43メートル、平均やと出ているんですよ。それにもかかわらず、液状化の検討もされていない、入り口の橋についても後出しじゃんけん。市長言われましたよね、市民の生命、財産は当たり前、俺が守るって、どこをどう守ってはるんですか、ほ

んまに。

だから、この予算の前に、液状化で350メートルどうして逃げられるのかを、まずちゃんと検証して出してきてください。この前言うたときも、検討するって言うただけでいまだに検討されず、これ、ずーっと検討されもせず、対策も考えられへんまま工事に入っていられるつもりなんですか。

○塩津建設課長 液状化に関しましては、さっきの委員会で報告させていただきました。何も対策を行わない場合に液状化し、地盤等の段差ができたなら避難のほうには影響が出ると思われませんが、液状化対策もこれから行う形で検討してまいります。液状化対策を行った上での避難検討が必要になってくるかなというふうに考えておりますので、液状化対策については、今現在、詳細設計中でございますので、対策のほうが明らかになりましたら、また報告をさせていただきたいと考えております。

○中村委員 きっと非常に高くつくと思うんですけども、早急にその概略の予算を出していただきたいと思います。

○塩津建設課長 ただいま野球場のほうの設計に入っておりますので、また、液状化に関して金額等、詳細が判明しましたら報告のほうはさせていただきたいと考えております。

○中村委員 それはいつ出ますか。

○塩津建設課長 現時点でいつとは申し上げることはできないと考えております。

○中村委員 委員長のほうから、期限を決めて提出するように指示していただきたいと思います。

○南委員長 また、議長共々相談をしながら、執行部としかるべき対応をさせていただきますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

1点いいですか、ちょっと。都市計画審議会のことでもちょっと遡るんですけども、審議会として、ここ、都市計画公園として賛成多数で認めた事実があります。その中の条件として築山ですか、液状化の問題もあるのでよろしくないですよって、審議会の中でも答申の中で避難場所としては駄目ですよということであって、それと、できたら逃げ遅れる人のために津波避難タワーも云々というのもあったと思うんですよ、都市計画審議会の答申の中で。

そういった意味では、僕、個人的なんですけれども、都市計画審議会も入っていたということなんですけれども、何か単発的に出入口を造るんやということで、全体の流れがまだ見えてないんですな。ただ、このレイアウトだけは見えておる、キ

ッズパークのほうもちょっとどうなんかなという感じがあるんですけども、もうもっとバランスよく全体的の中でこうするんですよという説得性のあるようなあれがいただきたいなというのが現実なんですけれども、何かちょっとはまりにくい部分があります、正直な話ね。もう避難路じゃなしに、出入口としてここを明確にするんやというようなあらかじめのことやとか、特に市長のほうから。

○加藤市長　この場合の土地計画の中で野球場を中心とした施設ということに提案していて、委員長おっしゃったように、築山を避難場所として考えている分についてはちょっとこれはいかがかなという。要するに、避難場所として考えている築山は我々はやめますと。そういう場合に、ここで地震が起きた場合に津波のおそれ非常に高いと。そのためには、ここにいる方々がどうやって避難路をきちんと造ることによって上のほうに逃げられるか。この辺のところ、いろいろ委員の皆さんからいろんな御意見を頂戴したりしております、今だからこの避難路、正面のところから南門云々、もう一つ必要じゃないかなというような、一番うまく逃げられる方法をどうなのかというようなことで、その議論がずっとされて、それは執行部としてもこれは早急にやっぱり考えていかなきゃならないということで、今回は委員おっしゃるように突拍子もないというようなあれなんですよね、ちょうどどうしてもやっぱりその辺のところ全体的な構造を考えるためには、この調査がまず第一に必要であろうという私は認識して、議会のほうにかけようというような話なんです。

ですから、やはり何度も何度もおっしゃっていますように、私も、この場所で地震が起きてあれした場合には、1人も残さずしてきちんと逃げられるような体制を、要するにそういう施設、避難路、こういったものを造らなきゃならないという気持ちはずっと持っています。そのためにどうしていくのかということで、今回、一番肝腎な入り口の部分の、要するに、この敷地内から出られるということを前提にしながら、そのための根幹であるこの調査をさせていただきたいという思いで、今回あれしたんですよ。

おっしゃるように順番がどうのこうのって、これ、おっしゃること分かるんですよ、僕も。けれども、今回は要するに、その全体のこの構想を具現化していくために、どうしてもやっぱりこのところをきちんと調査して、きちんとした避難路の入り口というものをきちんとお示ししないと御納得もいただけないだろうと思って、今回こういう形で調査の業務委託料を計上させていただいて、お諮りしているという状況でございます。

- 南委員長　それは、市長の現地をやっぱり調査するというのは十分私も理解はできます。ただ、避難橋みたいな感じが先行していくみたいな感じにあれやもんで、十分現地調査を踏まえて、安心安全な場所を築くためにもまず調査するというのは、これ、十分理解できます。
- 加藤市長　前提として、避難路をどういうふうな形で安全に逃げていただくためにつくり上げていくかということが、まず前提なんです。そのための調査をさせていただきたいという話なんですよね。
- 南委員長　それは理解できます。十分。
- 中村委員　ですから、どうして高齢者が350メートルを5分に出ていけるのかということころの、もっと抜本的な一番大事な問題を解決してください。
- 加藤市長　そういう学術的なデータも出ていると、75歳以上の高齢者については1分間に50メートルぐらいしか歩けないよと。5分間だったら250メートルじゃないかと、外へも出られないんじゃないかという御指摘、非常に分かるんだよ、それが学術的だって。しかし、その学術的な数値を、どうやって我々は今後やっぱりそういう方たちでも1人残さずして安全な場所にといい。そこにやっぱり僕は共助というのが働くと思ってるんですよね、今一番大事な。そういうことも含めて、そういう対策という一つのこれも大きな課題だと思っております。だから、その課題をどういう形でやっていくのか、それも必要だと思います。

基本的には、だから、要するに津波は何分で来るのか、7分なのか10分なのか、その中に今ここにいたときからどういうふうな形で逃げられるのかということを検証しながら、そして、特におっしゃっている高齢者の方々がそこで楽しんでいたときにどうやって逃げていただくのか、一緒になって逃げていただくのかと。

正直申しまして、今ちょうどあの話と全く同じなんです、今思い出したんですけどね。伊吹さんの「灯りの島」ね。ちょうど南海・東南海地震が来たときに若い人はどんどんどん、お年寄りのおばあちゃん、お母さんが、わしはもう逃げられへんからもうここでええと言う、それを今、強引に高台に上がっていこうというよな、そういう若い人たちがそういう方々を一緒になって避難場所のほうにきちんと誘導しながら一緒になってやっていくという、そのシーンを今浮かべたんですよね。そういう場面というのが出てくるんじゃないかなという、絶対出てくると思います。皆さんがやっぱり一緒になって避難しましょうと、そういう御高齢の方をどうやって助けながら一緒に逃げていくか、こういうことも含めていろんなシミュレーションをしながら、その対策というのは考えていかなきゃならないなと思ってお

ります。

○中村委員　　その他力本願的な考え方でこの前シミュレーションしたときに、老人を助けるために周りの人たちが5分間で高台まで逃げられなかったという研究報告も出ているんですよ。

ですから、今から16億、そして、この耐震化のためにまた莫大なお金をかけてこの橋を造って、そしてその後、はい、逃げられませんでしたでは話になりませんよということを、もう一回本当に真剣に考えていただきたいんですよ。若い人が誰か連れて逃げてくれるじゃないんですよ。

○加藤市長　　私は当初申し上げたのは、この事業をやるためには、ここへお越しになる、楽しみながらそこでこの場所で楽しんでいらっしゃる方が、もし地震が起きた場合に津波が襲ってくるというような状況の中で、それについてはまずやっぱり全員が逃げるような、逃げられるようなそういう形で進めていくということについては変わりありませんから、その辺のところは十分こちらのほうも頭の中に入れながら、十分やっぱりそういうことについて本当に実際問題、もう要するに死亡者ゼロ、これを目指しながらこのところでどうやって逃げ場所をつくるのか、逃げ道をつくるのか、こういったことも含めながら。そして、先ほどおっしゃったような高齢者の方への対応をどうしていくのか、きちんとした形でやっていかないと。当初あれしておったときには、この場所をつくるということについて、どうしてもやはり全員が無事逃げられるような形で一応施設は造っていくということをおりますので、その辺のところは十分認識しながら進めていきたいと思っております。

○南委員長　　他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、教育委員会所管の審査を終了いたしたいと思います。

それでは、執行部の退席をお願いいたします。

10分間休憩します。

(休憩　午後　2時15分)

(再開　午後　2時31分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

それでは、当行政常任委員会に付託されております議案第34号と議案第36号

の採決を行いたいと思います。

まず、初めに、議案第34号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○南委員長 挙手多数。

挙手多数で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第36号、尾鷲市道路線の変更について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○南委員長 挙手全員。

挙手全員で可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

ただ、委員長報告の中で、今日出ました中村山都市公園のトイレについてと、それから、今先ほど議論がありました避難道の委託費用については、今あった委員会のお話の中で、できる限り委員長報告の中で率直に入れさせてもらいますので、よろしく願いをいたします。

よろしいでしょうか、任せてもろうても、委員長報告は。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○南委員長 そのようにさせていただきます。

それと……。ちょっとまだ、西川さん、まだ委員会終わってないよ、まだ。

管内視察のことなんですけれども、前の濱中副委員長のときからの懸案でございました尾鷲市清掃工場と、それと学校給食、それとテニスコートのほうの管内視察を考えておりますので、よろしく願いいたします。できたら今月中ぐらいで行いたいと思います。また連絡はさせていただきます。

これで委員会を閉じます。

○内山委員 明日は。

○南委員長 明日は休会です。終わります。

○小川委員 ごみは中へ入るの。

○南委員長 入りません。

○小川委員 入らんの。

○南委員長 中から見えますで。ダイオキシンがあるで、今。

終わります。ありがとう。

(午後 2時34分 閉会)